

議会第2号

塩尻市議会会議規則の一部を改正する規則

塩尻市議会会議規則（昭和46年塩尻市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第65条）」の次に「欠席の届出（第65条の2）」を加える。

第2条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第65条の次に次の1条を加える。

（欠席の届出）

第65条の2 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成27年6月26日

提出者 塩尻市議会議会運営委員会
委員長 古畑秀夫

議会第2号関係資料

塩尻市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 委員会 (第65条-第79条)</p> <p>議長への通知 (第65条) <u>欠席の届出 (第65条の2)</u> 会議中の委員会の禁止 (第66条) 委員長及び副委員長の互選の方法 (第67条) 選挙規定の準用 (第68条) 委員の議案修正 (第69条) 分科会又は小委員会 (第70条) 連合審査会 (第71条) 証人出頭又は記録提出の要求 (第72条) 所管事務等の調査 (第73条) 委員の派遣 (第74条) 少数意見の留保 (第75条) 委員会報告書 (第76条) 閉会中の継続審査 (第77条) 委員の発言 (第79条)</p> <p>第8章～第17章 略</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 委員会 (第65条-第79条)</p> <p>議長への通知 (第65条) 会議中の委員会の禁止 (第66条) 委員長及び副委員長の互選の方法 (第67条) 選挙規定の準用 (第68条) 委員の議案修正 (第69条) 分科会又は小委員会 (第70条) 連合審査会 (第71条) 証人出頭又は記録提出の要求 (第72条) 所管事務等の調査 (第73条) 委員の派遣 (第74条) 少数意見の留保 (第75条) 委員会報告書 (第76条) 閉会中の継続審査 (第77条) 委員の発言 (第78条) 委員外議員の発言 (第79条)</p> <p>第8章～第17章 略</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を</p>

付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ
い。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、
あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(欠席の届出)

第65条の2 委員は、事故のため出席できないときは、その
理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければ
ならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、
あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ
い。